

平成16年11月9日(火)
於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会
第18回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会・第18回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成16年11月9日 午後2時00分

閉会 平成16年11月9日 午後4時42分

2. 出席した委員の氏名

委員 山下 東子 小林 嗣宜 樋口清允 福島哲男 三鬼楠好
宮原邦之 山口 敦子

特別委員 石黒勝三郎 蟹 忠男 川端 勲 佐々木護 寿崎洋一
藤井 浩 本川 廣義 保田綱男 山田邦雄 吉岡修一
來田 仁成

3. 水産庁側出席者

弓削次長 竹谷資源管理部長 中前増殖推進部長 五十嵐漁政課長

須藤企画課長 武田管理課長 重沿岸沖合課長 山下遠洋課長

井貫研究指導課長 小松漁場資源課長 和田増殖推進部参事官

長谷資源管理推進室長

4. 諮問事項

諮問第70号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について

諮問第71号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

諮問第72号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について

諮問第73号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第74号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第75号 承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について

5. 議 事

別紙のとおり

6. 議決の数

出席者全員賛成

7. 答 申

別紙のとおり

目 次

1. 開 会

2. 議 事

【諮問事項】

- 諮問第 7 0 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます
流し網漁業（日本海の海域）の公示について
- 諮問第 7 1 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の
公示について
- 諮問第 7 2 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の
一部改正について
- 諮問第 7 3 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条
第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について
- 諮問第 7 4 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部
を改正する省令について
- 諮問第 7 5 号 承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する
省令について

【報告事項】

- 第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について
- 第 2 種特定海洋生物資源の漁獲努力量について
- 「平成 1 4 年指定漁業の許可の一斉更新についての処理方針」
に掲げられた「沿岸・沖合漁業者の協議の促進」について
- 指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

3. 閉 会

1. 開 会

五十嵐漁政課長 定刻でございますので、ただいまから第 18 回資源管理分科会を開催いたします。

本日の委員の出席状況でございますが、委員 8 名中 7 名の方が御出席、ただ、宮原委員は御出席という御連絡をちょうだいしておりますが、若干おくれるということでございます。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立ということでございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第の 1 枚紙、それから資料の一覧表、資料の 1 が委員の方の名簿、資料 2、3、4、それから資料 5 が少したくさんございます。5、それから 5 - 1、5 - 2、5 - 3、5 - 4、5 -

5、5 - 6、5 - 7でございます。枝番はそこまでです。それから資料6、資料7、資料8、資料9、資料10、資料11、それから冊子が1冊お手元にあるかと思えます。もし不都合がございましたらお申し越してください。

それでは、以後の進行を分科会長によるしくお願いいたします。

山下分科会長 皆さん、こんにちは。きょうもお忙しい中、大勢お集まりくださいまして、ありがとうございました。

それから、私事になりますが、前回、9月21日の分科会は私は欠席をするということで、本務の仕事がどうしても休めなかったもので、大変失礼いたしました。お許しくださませ。

きょうは今資料確認をしていただきましたが、この資料の重さからも非常にたくさん議論しなければならないことがあるというふうに察しができますが、2時間ぐらいをめどにというふうに事務局からは聞いております。議論を尽くしていきたいと思えます。

2. 議 事

【諮問事項】

諮問第70号

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます

流し網漁業（日本海の海域）の公示について

山下分科会長 それでは、早速ですけれども、議事に入ります。

諮問第70号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について」、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長の山下でございます。

では、最初に諮問文を読み上げさせていただきます。資料2でございます。

16水管第2075号

平成16年11月9日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 島村 宜伸

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業
（日本海の海域）の公示について
（諮問第70号）

日本海の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成17年3月20日から平成18年2月28日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ページをめくっていただきまして、2ページに簡単ですが、説明がございます。

今年の中型さけ・ます流し網漁業、このうち日本海の海域を操業区域とするものでございますが、これの許可または起業の認可の隻数は9隻でございます。来年、平成17年の許可または起業の認可の隻数につきましては、今年と同じ9隻としたいというものでございます。

また、操業区域、船舶の総トン数別の区分につきましては変更はございません。

3ページに公示の内容を一表に簡単にまとめてございます。今申し上げたように、隻数は9隻、操業区域は概ね北緯46度の線以南、北緯37度の線以北の日本海の海域とございますが、一番最後のページ、9ページに漁場図ということで簡単な図をつけております。御参照いただきたいと思います。

操業期間でございますが、平成17年3月20日から6月30日までということですが、ロシア200海里水域内におきましては、3月20日から7月5日までという操業期間にしたいと考えております。

申請期間につきましては公示の日から来年、17年の2月28日までを申請期間とするということを考えております。

4ページ以降に本文がございます。ただいま御説明申し上げたことがこの本文に書かれてございます。

8ページには備考のところに制限条件についてございますが、これにつきましても昨年と全く同じ条件でございます。

以上、よろしく御審議いただきたいと思います。

山下分科会長 ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか……。

それでは、諮問第70号について、原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 ありがとうございます。

そのように決定いたします。

諮問第71号

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

山下分科会長 それでは、次ですけれども、「諮問第71号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について」、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 引き続き遠洋課長でございます。

資料3を御参照いただきたいと思います。最初に諮問文を読み上げます。

16水管第2085号

平成16年11月9日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 島村 宜伸

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

(諮問第 71 号)

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までと定めたいので、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

2 ページをお願いいたします。説明といたしまして、現在、小型捕鯨業の許可でございますが、来年、平成 17 年 3 月 31 日に満了する許可がございます、引き続きその後も許可を継続する必要がございます。そのため、次ページ以降、公示案のとおり、許可または起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数等々について定めたいというものでございます。現在、実績船は 9 隻でございます。

3 ページでございます。公示の本文でございますが、隻数といたしましては 9 隻で公示をいたしたい。

それから、4 ページ以降、制限条件等ございますが、いずれも従来と同じ制限条件で考えているところでございます。

6 ページ、7 ページでございますが、これまでの小型捕鯨業の許認可隻数、捕獲実績等について、ちょっと長い年月でございますので、2 ページにわたりましてまとめてございます。

小型捕鯨業ではミンク鯨、ツチ鯨、ごんどう鯨、その他ということで従来対象としてございましたが、昭和 62 年をもちまして IWC の商業捕鯨モラトリアムによって、ミンク鯨につきましては捕獲枠がゼロということで現在に至っております。ツチ鯨、ごんどう鯨、その他の小型のハクジラ類につきましてはいずれも IWC の管轄対象外の種類でございます、これの捕獲枠を近年定めまして、捕獲枠に沿って小型捕鯨業で操業してもらっているという状況でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等はございませんでしょうか、よろしゅうございますか……。

それでは、諮問第 71 号について、原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第 72 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について

山下分科会長 次に諮問第 72 号ですが、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について」ということで説明をお願いいたします。

武田管理課長 管理課長の武田でございます。

諮問第 72 号は漁獲努力可能量制度、いわゆる TAE 制度の対象となる魚種を新たに政令で指定しようとするものでございます。恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

まず、諮問文から朗読させていただきますが、資料 4 をごらんください。

平成 16 年 11 月 9 日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 島村 宜伸

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について
(諮問第 72 号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成 8 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項の規定に基づき、別添のとおり海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令を制定したいので、同条第 8 項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

説明に入りたいと思いますが、2 枚めくっていただきまして、4 - 2 ページでございますが、ここに政令案の新旧対照条文がございます。

施行令第 2 条、この条項は第 2 種特定海洋生物資源、すなわち漁獲努力可能量、TAE 管理を行う魚種を指定している条項でございます。ここに新たにいかなごとやりいかを指定しようとするものでございます。

TAE 制度につきまして、ここで簡単に説明させていただきたいと思います。もう一枚資料をめくっていただきまして、資料の 4 - 3 ページでございます。TAE 制度は海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定されました漁獲努力量の総量管理制度でございます。

管理に係る手続につきましては TAC 制度と同様でございます。第 2 種特定海洋生物資源ごとに漁獲努力量の総量の上限を基本計画に定めております。具体的には各地の漁業者協議会での協議、それから広域漁業調整委員会または海区漁業調整委員会等の審議を経まして、国または都道府県が回復計画を作成し、それに基づきまして減船、休漁、保護期間または保護区の設定などによりまして漁獲努力量を削減することとした場合に、その場合にそれらの漁獲努力量の削減効果が減殺されないように漁獲努力量を削減させる部分以外で漁獲圧力が高まることのないよう、そういった漁獲圧力が高まる可能性の高い部分につきまして、従来程度の漁獲努力量に抑制する、こういうことで漁獲努力量の上限を設定するものでございます。

また、TAE 制度は採捕行為そのものを規制するものでございまして、採捕の種類別に期間、海域を定めて管理することになっております。今回指定することにしておりますいかなご、やりいかに関しまして、3 枚ほど資料をめくっていただきまして後ろから 2 枚、資料の 4 - 6 ページでございます。ここに「実施中の資源回復計画の概略」ということで、現在、9 計画、15 魚種につきまして実施中でございますが、今回の関係は一番上に、北海道の方にございます宗谷海峡域のいかなご資源回復計画、それから南の方、左の下の方ですけれども、豊後水道、日向灘海域のあたりでございますが、「やりいか太平洋系群(南部)資源回復計画」、この 2 つの資源回復計画が作成されたことを受けまして、これに対応する形で TAE 管理魚種を政令で指定するものでございます。

なお、このいかなご、そしてやりいかの TAE の具体的な内容につきましては次の諮問第 73 号の中で具体的な説明をさせていただきたいと思います。

諮問第 72 号につきましては以上の説明でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

山下分科会長 それでは、ただいまの説明でございますが、何か御質問、御意見等、ございませんでしょうか、よろしゅうございますか.....。

それでは、諮問第 72 号については原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定をいたします。

諮問第 73 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条 第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 次に諮問第 73 号ですが、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」に入ります。実は、この諮問に関しまして、本日、高橋特別委員は御欠席でございますけれども、事前にコメントをいただいております。これを先に御披露するという段取りになっておりますので、私の方から読み上げをさせていただきます。3 点でございます。

11 月 8 日付の書簡になっております。

1. TAC 数量の決定に際しては、資源評価の結果とともに、漁業経営その他の事情をどのように考慮したのかを具体的にお示し願えれば幸いです。

2. TAC 魚種にかかる資源評価の結果について、資料だけではなく、当分科会において時間をとっていただき御説明いただければ幸いです。

3. これまでの TAC 設定において資源が回復されてきたとは必ずしも言えないと思えます。これは生物学的許容漁獲量（ABC）と TAC とに長年に亘り大きな乖離が生じている魚種があることも要因ではないかと考えられますので、資源が悪化している魚種についてはこれらの乖離を早急に是正することが必要と考えます。

以上でございます。高橋特別委員のコメントでした。

それでは、時間に制約はございますが、ただいまの御意見にもありました資源の評価をもとに漁業経営その他の事情をどのように考慮されて TAC を設定したのかといった点を含めて、御説明の方をお願いいたします。

武田管理課長 管理課長の武田でございますが、引き続き諮問第 73 号について御説明させていただきます。

お手元に資料 5 がございます。資料 5 の下に先ほどの資料確認でございましたように、枝番でたくさん資料がございますが、それぞれにわたって、若干長くなりますが、説明をさせていただきます。

今回の 73 号の諮問は内容的には大きく 4 点ございます。1 点目は本年、16 年の TAC の改定、これが第 1 点です。第 2 点目が、基本計画の第 1 にございます基本方針の記述の変更、これは前回の管理部会の際に御検討いただいた内容でございます。それから、3 点目が平成 17 年の TAC の設定でございます。最後、4 点目が平成 17 年の TAE の設定、以上 4 点について御審議をいただきたいと思えます。

それでは、まず最初に諮問文の朗読をさせていただきます。

平成 16 年 11 月 9 日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 島村 宜伸

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項
の規定に基づく基本計画の検討等について
(諮問第 73 号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 15 年 12 月 4 日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

諮問文は以上でございます。

それでは、先ほど申し上げました 4 点ですけれども、第 1 点目の 16 年の TAC の改定について御説明いたします。

資料につきましては、資料 5 - 1 は今回の基本計画の全体の変更案なのですが、非常に大部にわたりますので、次の資料 5 - 2 を見ていただきたいのですが、これも今回の 16 年の TAC の関係は 11 ページ以降、第 3 の 3 のところ、第 1 種特定海洋生物資源ごとの平成 16 年の漁獲可能量、以下、第 4 の 1、第 5、第 6 にわたって変更になります。これでもまだちょっと見にくいので、そういうことで資料 5 - 3 の総括表を準備しておりますので、こちらで説明させていただきます。

資料 5 - 3 の 1 枚めくっていただきまして資料 5 - 3 の 2 ページでございます。16 年の漁獲可能量の配分総括表でございますが、この中でまずすけとうだらの漁獲可能量でございますが、これを 31 万 5,000 トンから 32 万 1,000 トンに 6,000 トンふやしたいと考えております。これはことしの資源評価の一環といたしまして、16 年の ABC につきましても見直しが行われました結果、太平洋系群の ABC が従前の TAC 数量 20 万 6,000 トンを 6,000 トン上回る 21 万 2,000 トンに見直されました。これを受けて TAC を 6,000 トンふやすものでございます。この 6,000 トンの配分につきましては、従来の配分比率によりまして、右側でございます大臣管理分につきましては、沖合底引き網漁業の太平洋の操業区域が 3,000 トンふえまして、11 万 5,000 トンになります。

それから、1 枚めくって 3 ページに参りまして、知事管理分でございますが、左の上の方、北海道のところですが、これが 3,000 トンふえまして、13 万 8,000 トンというふうになります。これがすけとうだらの漁獲可能量の追加配分でございます。

次に、まあじとまさば及びごまさばにつきまして御説明しますが、まあじにつきましては、愛媛県から、まさば及びごまさばにつきましては東京都、静岡県、高知県からそれぞれ追加配分の要望がございます。これら魚種につきましては 8 月中旬までの漁獲実績等をもとにいたしまして、前回、9 月の分科会におきまして 12 月までの所要量について追加配分を行ったところでございますが、これら都県におきましてはその後例年にはない漁場形成が見られています。そのため、留保分が

ございますので、そこから今回、さらに追加配分を行うというものでございます。

まあじにつきましては、この3ページのところでございますけれども、愛媛県に1,000トンを追加して9,000トンに、まさば及びごまさばにつきましては東京都に1,000トン追加して2万5,000トンに、それから静岡県のところも2,000トン追加して1万2,000トンに、最後に高知県のところを3,000トン追加して8,000トンにということで、それぞれの追加配分をしたいというふうに考えております。

以上が1点目でございます。

続きまして、2点目の変更内容でございますが、基本計画の変更ということでございまして、資料5-2に新旧対照表になっておりますけれども、この1ページ目をごらんください。前回の審議会で協議事項として御検討いただいたものでございますが、それに若干のてにをは程度の修正を行っただけでございまして、基本的には前回御説明した案をそのまま取り入れた形になっております。若干、前回の繰り返しになりますけれども、現行の基本計画では1~11まで、かなり背景なり経緯めいたものを中心に長い記述になっておりますけれども、これを今回、そういった経緯的な記述は削除いたしまして、TACに関することは第3のTACの部分へ、TAEに関することは第8のTAEの部分へそれぞれ移して整理をするという形で、基本方針として簡潔かつ明瞭な内容にするということでございます。

具体的には1ページにございます基本理念といたしまして、科学的知見に基づき管理することによって水産基本法の基本理念であります水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図ること、また資源管理の実際の担い手が漁業者であることにかんがみ、漁業者のやる気を起こす施策を講ずることを明記しております。さらに、漁業経営に十分配慮する、あるいは水産政策審議会、漁業調整委員会等での合意形成を図ることなどを記述しております。

その下に続きます2と3の部分、これにつきましては一昨年閣議決定された水産基本計画の中の資源の保存管理に関する文言をそのまま持ってくることによりまして、閣議決定と一致した方針を簡潔に表現したものとなっております。

少し資料を飛んでいただきまして、10ページでございます。10ページのところに第3として第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項についての記述がございます。

これまではここにいきなりTAC、各魚種の数量が記載されておりましたけれども、資源管理法ではTACは当該資源の動向と他の資源との関係などを基礎といたしまして、漁業の経営、その他の事情を勘案して定める旨規定されておりますところから、今回、この考え方に基づく管理方針を明記して、TACの設定の透明性を高めようというものでございます。第3の2の(1)から(4)にそれぞれの資源ごとの管理方針を書いてございますけれども、これにつきましては17年のTACの設定の考え方とあわせて後ほど御説明させていただきたいと思っております。

続きまして3点目の17年、来年のTACの設定についてでございます。私の方から説明をする前に、まず特定海洋生物資源ごとの動向につきまして、漁場資源課長の方から簡単に説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

小松漁場資源課長 漁場資源課長の小松でございます。

資料の5-7をお配りしてございまして、TAC魚種、8魚種、さばにつきましては「さば類」とくくってございます。ですから、これをTACの場合は7つになりますけれども、まずまいわしから御説明を申し上げたいと思っております。

{ Power Point }

まいわしは太平洋の系群と対馬暖流系群と2つございます。両方で440万トンの漁獲があったわけでありまして、太平洋と日本海とも資源が大幅に下落しまして、特に88年、91年に急な坂を転げ落ちるように両方とも大幅に減少しております。さらに、最近ではその減少した段階から一段深く減少した状態でございます。まいわしにつきましては昨年この分科会でも議論いただきましたけれども、科学評価上は非常に危機的な状態でございます。科学当局としては、大体2万5,000トンから2万8,000トンを漁獲可能ベースにしたい。これによりまして、今、大体10万トン以下の親魚量でございますけれども、これを漸増させていきたいと考えております。

{ Power Point }

もう一つは、対馬暖流系群につきましては、資源が太平洋より大分悪化しております。理由は幾つか考えられると思いますが、1つは閉鎖海であるということ、もう一つは漁業の操業がやはりちょっと太平洋と違って灯を使うというところもあったかと思いますが、産卵場も極めて限定的に能登半島、島根、それから九州の東シナ海のごく限られた部分だけになっております。

{ Power Point }

それで、このような高水準期には索餌海域、産卵場とも広い海域に分布してございましたけれども、現在では随分縮小しております。

{ Power Point }

現在では、漁獲がこのように150万トン程度ありましたけれども、漁獲量は2003年の場合は1,000トン程度でございます。過去最低でございます。資源量も1,700トンという、本当にいるのかわからない状態まで落ちております。

{ Power Point }

卵稚子の豊度も見てみましたが、ほとんどおりません。こういう状態でございます。

{ Power Point }

ですから、これが推定された資源量でございますけれども、全く地を這っている状態でございます。

{ Power Point }

昨年も混獲程度にしてもらいたい、こういう話をしたわけでありまして、今年は混獲程度を許容していてもなかなか回復しないということで、9月の全国資源評価会議には、科学当局としてはABCをゼロにすべきだという提言をしたところでございます。

{ Power Point }

しかしながら、定置網に入ったものまで混獲を回避するのは現実的ではないのではないかという意見が相当出まして、昨年より厳しい表現に結局は落ち着きましたけれども、もっぱら獲る漁獲を避けまして、混獲もなるべく控えてくださいと、こういう表現で合意しております。

{ Power Point }

したがって、ABCにつきましては、最初はゼロで入っていったのですが、横棒という昨年と同じような表現ぶりになっております。ただ、科学者は、漁業を禁止すべき水準として、今まで有史以来最低水準だと思われまして資源量として5,000トンをさらに下回っている、今1,700トンしかないものですから、先ほど説明しましたゼロという数字を提案したということになります。

{ Power Point }

それから、さば類につきましては、御承知のとおりまさばとごまさばがあるわけでございますが、

TAC 上はこれを「さば類」と一括管理しておりますが、実際に生物科学的にはこの2つは明確に区別がつくわけでございます。下の方がごま状の斑点が見られますし、側線があります。

{ Power Point }

それから背びれですけれども、これは手で触ってみればもう明確でありますけれども、まさばは9本から10本、ごまさばは12本以上ありますので、背びれの全体の体長に占める割合もごまさばの方が大きくなっているということでございます。

{ Power Point }

そのまさばの資源評価につきましては、なかなかこれもいわしと同じように資源状態が回復しておりません。現在、太平洋の系群につきましては、非常に資源の状況が悪化しておりまして、RPSといまして、親魚から漁獲対象可能になる魚の比率、出具合も余り良くなっておりません。今年につきましては10億尾の加入があるのか、20億尾の加入があるのかという議論もあるところでありますけれども、以前の高水準に比べまして地を這うようなレベルでの加入の状況ということでございますから、卓越云々を議論するにしても、本当に低いところで少し目立つかどうかという段階であります。

対馬暖流系群につきましては、太平洋に比べては比較的、相対的に水準が高い状況でございますけれども、一時の段階から比べればやはり低い、資源は横ばい状態でございます。括弧内に書いてありますのは、日本の200海里内での漁獲ということになりますが、まさばの場合は北上回遊をいたしますので、どうしても韓国に獲られる部分が多いので、こういう日本の部分の括弧内の比率になってしまうということで、これについては産卵親魚を40万トンぐらいに戻せないかなという目標を設定しているところであります。

{ Power Point }

少し前後いたしますけれども、これがまさばの資源が大きいときの産卵場の分布と索餌場であります。

{ Power Point }

これが漁獲量の推移でございます。大体北部まき網を中心に太平洋のまさばを獲っておりますが、99年以降については漁獲が10万トン以下ということで、非常に資源が悪い。92年と96年にいわゆる卓越という年級群が発生しました。定義については定かではありませんけれども、これを獲ってしまったということがその後の低位水準にもつながっております。

{ Power Point }

これは一言で言うと青と水色が0歳と1歳でございますが、以前の70年代後半に比べまして大きくなる前にどうもさばを獲ってしまう。漁業情報サービスセンターの表記でもジャミサバだとかロウソクサバが水揚げされているというような記述がありますけれども、今、そんな状態になっているということで、経済的に見ても資源管理上見ても、このさばの獲り方ということは我々はもっと考える必要があるのではなからうかと思っております。

{ Power Point }

これは漁獲の割合と資源量、資源量の方が黒でありまして、資源量が小さくなったものですから、漁獲の割合がどうしても高くなってしまいうということでもあります。

{ Power Point }

これが先ほど若干触れましたけれども、再生産が、つまり親から子供がどれだけ生まれるかということでもありますけれども、一時は赤とか青の比較的高水準の子供が生まれたわけではありますが、

今はこちらの方の左の端の緑の関係になっていて、それを拡大しますとこの右側の図になるわけですが、去年あたりはそのひどい中でもっとひどい。今年は10億、20億と、こういうところが卓越になるのかならないのかという議論をしておりますけれども、こういうところではなくて、こんなところで議論しているわけでありまして、やはり基本的には資源を上手に守りながら獲っていくということが大事ではなかろうかと考えられるわけでありまして。

{ Power Point }

したがって、科学サイドからすると、今、太平洋では大体5万トン前後の漁獲があるわけでありまして、3万3,000トンをリミットとしたらどうですか。

{ Power Point }

しかしながら、現在の親魚資源量を維持したり、どうしても経営上、1年こっきりとして現状の漁獲圧を継続したいという場合においても、こういう5万1,000トンだとか6万8,000トンだとかという数字は超えてほしくない、ということでございます。

{ Power Point }

そのシミュレーションをしたのがこういうことございまして、例えば漁獲の上限値、これは回復を目標にした、「Frec」というのは rectification という英語なのでありますけれども、この場合は少しずつ回復しますけれども、「Fcurrent」というのは現状ということなのですが、これで行きますと資源がなくなってしまうということも想定されますよということを示しております。

{ Power Point }

これは漁獲について示したものでありまして、先程と同じような図であります。

{ Power Point }

92年、96年は卓越年級群が発生いたしましたけれども、これを未成魚の段階で獲ってしまったものですから、親が回復しませんでした。したがって、この2002年級群だとか、今、私が若干触れました2004年級を何とか保護しながら親魚につなげたいということでございます。

{ Power Point }

次に、ごまさばであります。ごまさばはまさばに比べまして比較的資源が、温暖化現象の影響かどうか定かではありませんけれども、良好でございます。太平洋につきましても中位・横ばい、東シナ海につきましても中位・横ばいです。括弧内の数字は日本の200海里内の数字でございます。ただ、若干心配なのは、近年、このぐらいの数字まで漁獲が行っていないということも心配の材料ではございますけれども、まあまあ安定的に推移しております。

{ Power Point }

次はあじでありますけれども、いわし、さば、あじの中では、この3つの青魚の中では一番資源が安定しております。太平洋につきましても若干心配なのですが、中位ではありますけれども、資源が減少傾向にございます。対馬暖流系群につきましても安定しております、この資源も横ばいに推移しております、唯一日本の中小漁業、まき網漁業等々で安心して獲れる魚種ではなかろうかと思っておりますので、これをやはり無理なく、せいぜい現状の漁獲圧を維持しながら獲っていくということが重要ではなかろうかと考えております。

{ Power Point }

太平洋の系群につきましても、これは「Blimit」と書いてありますが、「B」というのは biological biomass、それから limit というのは限界なのですが、必要最小限の数量という意味であります。今のところ何とかかろうじて維持しておりますけれども、これ以上漁獲圧を加えずに親を何とか維

持したい。対馬の暖流系群につきましても、まあまあ今安定しておりますので、現在の獲り方を継続することが肝要ではなかろうかと思っております。

{ Power Point }

すけとうだらにつきましても、幾つかの系統群がありますが、いわし、さばと同様に今の漁海況、海洋環境の中では資源が非常に低い状態になっております。

{ Power Point }

それで、日本海の北部の系統群、これは若干今年は全国資源評価会議、北海道での漁業者説明会等々で議論になりましたので、後で詳しく説明したいと思います。

それから、太平洋の系群につきましても、低位ですけれども、非常によく安定しております。先ほど管理課長の方から 21 万トンという数字を披露されましたけれども、科学当局としましては、21 万トンというのはあくまで 1 年こっきりでは大丈夫だという数字でありまして、継続的に資源を維持するためには 15 万トン程度が望ましい数字であると考えております。それから、根室海峡にあります根室の海峡系群がなかなか、これがピークには漁獲が 7 万トン、8 万トンあったのですが、今、6,300 トンと我々の ABC limit も低めに出しております。といいますのは、漁獲自身が 9,000 トン、1 万トン弱と、こういうところでございます。オホーツクの南部系統群につきましても、ピークには 10 万トン弱ありましたけれども、今、これが悪い状況でございまして、総じていわし、さばと同じように今、海が少し温かい状態ではこれらは資源が低い状態の範疇に入っております。

{ Power Point }

日本海の北部系群、北海道の留萌沖が中心でありますけれども、近年、急激に漁獲量が減少してまいりました。昨年は沖底と沿岸を入れて 3 万 3,000 トンまで減少しました。漁獲効率等々、資源回復の目標を入れますと、どうもそれほど獲れない状況になってきたのではなかろうかと考えております。

{ Power Point }

したがって、このような数字を提示しているわけですが、この系統群につきましても、北海道の日本海沖に産卵場と育成場があるわけでございます。ここはオホーツク南部の系統群、ここが根室海峡の系統群で、産卵場にやってきたものを漁獲するという形になっておりますし、色はついておりませんが、ここが一番大きな太平洋、北海道系群の所在地であります。産卵場は噴火湾であります。

{ Power Point }

それで、日本海の北部の系統群は今年議論になりましたので、今までもこのような生態調査だとか漁獲状況の調査、漁獲物の調査、調査船による調査をやってきましたけれども、さらにこれらの調査を充実させたいと考えております。

{ Power Point }

ここにありますように、これが北海道の沿岸の漁業による漁獲でございます。こちらの方は緩やかな減少でありますけれども、北海道の沖底の漁獲がこれを含めてピークには 15 万トン以上あったのですが、今は 3 万 3,000 トンということでございまして、この漁獲から見ると、この傾斜を見てもこの資源も非常に憂慮すべき状態であります。

{ Power Point }

これが漁獲構成を見たものでございまして、この辺の 3 歳、4 歳、この獲り過ぎが効いてきたのかもしれない。

[Power Point]

これも同じように漁獲組成を示したものですし、この辺を獲ってきた。それからこの辺ですね。それから 2002 年系群を獲ってきたというところが効いている可能性があると思います。

[Power Point]

それで、問題はどのように漁獲が減ってきたのとあわせて、漁業対象種に 2 歳で加入すると考えているのですが、これがやはり減ってきている。加入が悪い、産卵が悪い。それから、この産卵率の表もこういうふうになっております。

[Power Point]

これが一定のシミュレーションをしたものでありまして、例えば今の半分の漁獲で行けばこのように資源、漁獲量は回復する。今のままで獲っていきますとどうしても減少しますということを示したものであります。

[Power Point]

これは先ほど説明したものでございますので省略いたします。

[Power Point]

しかしながら、1 万 5,000 トンではどうにも漁業経営が成り立たない、こういうことであるとすれば、近年の漁業のパターンを継続するということになるとすれば、3 万 3,000 トンというわけにはいきませんが、2 万 8,000 トン程度まではやむを得ないのかと、その場合、資源が目標のところまで回復する確率というのは 1 % になるわけでありまして。

[Power Point]

したがって、この海域につきましては、単に ABC を設定する以外に年齢構成に応じた漁獲だとか、それに応じた TAC の配分だとか、若齢魚の保護と産卵親魚の両方の保護ということが必要だろうという提言を科学者が行っております。

[Power Point]

さんまにつきましては資源が非常に安定しておりまして、昨年よりももっと獲れるのではなからうかという予測を科学者は持っておりまして、高位の増加水準でありまして、括弧内は今年から日本の 200 海里内の数量として提示しております。

[Power Point]

資源水準は非常に高位でありますし、それから西経 162 度まで開洋丸等を中心に資源調査をやっておりますけれども、去年の調査で沖合域まで含めれば 800 万トン、今年の調査で 466 万トンの資源があるという推定値を出しております。

[Power Point]

それから、ずわいがにでありますけれども、これも幾つかの系統群に分かれておりまして、一部の系統群につきましては資源が回復傾向であります。

[Power Point]

特に重要なのが日本海の富山県以西の系統群でありますけれども、今、中位で増加傾向でございますので、かつて 20 年前のような高位の水準に持っていけないかと、こういうふうなことを考えております。それから、オホーツク系群につきましては、これはロシアとのストラドリング・ストックスでございますけれども、これも非常に資源が低位でございます。それから、太平洋につきましても中位で横ばい状態ということで、余り良好な状態のものはありませんけれども、繰り返してすけれども、ここの資源だけは先行き明るい状態になってきております。

{ Power Point }

現時点では、親子の関係などが不明なものですから、急激に漁獲を増加させるということは好ましくはないと思いますけれども、様子を見ながら漁獲をやっていくということが重要ではなからうかと思っております。

{ Power Point }

するめいかについては2つの系統群がありまして、冬に生まれる系統群と秋の10月、12月ごろ生まれる系統群、下の方はこれが日本海の系統群であります。それから、冬季の発生系群が太平洋の系統群でございまして、どちらも資源は非常に良好な状態でございます。特に、太平洋の方が最近はどうも安定しているのではなからうかと言われております。日本海の方も高位なのでありますが、どうも今年も含めてちょっと獲れないという話を聞きますけれども、漁獲の割合が太平洋に比べても高過ぎるものですから、発生したものをちょっと獲り過ぎるという傾向があるかもしれません。

{ Power Point }

したがって、冬季の発生系群については余り大きく心配することはないと思いますけれども、そのとき、その時点に応じたABCの見直しということで対応できると思います。それから、秋の日本海の発生系群につきましては、資源が2年連続で減少しておりますので、やはりきちっとした調査をさらに充実させていきたいと思っております。

以上のような資源評価の結果でございまして、我々はこれを事前の説明会、それから北海道、東北ブロックの説明会、ここにも漁業者の方々に来てもらっていますし、それから漁業者説明会というものも各地域で開催いたしましたし、最終的に9月には、9月の6、7だったと思いますが、東京で全国の資源評価会議も開きまして、漁業者の団体の方々、それから漁業者直接の参加も十二分に得た上で、それらのデータ、意見等々を反映しながら、公開で透明性を確保しながらやっております。今後ともこのようなプロセスを継続していきまして、より中身についても信頼が得られる、かつプロセスについてもさらに信頼が得られる状況にしていきたいと考えております。

今年の特徴は、我々はすけとうだら等々に見られましたように、太平洋系群、参考値という数字を示しました。去年まではABCのリミットとABCのターゲットだけで、それで何とか対応してくださいよということを申し上げたのですが……。

{ Power Point }

今年につきましては、例えば日本海の北部系統群につきましてもこのような数字を提示しまして、漁業経営等々を勘案する場合においては、緊急回避的に1万5,000トンではやれないでしょうから、2万8,000トンぐらいならば科学的に見ても経営上の考慮を入れた場合ならばやむを得ませんよ、それからこの数字には出ていませんけれども、太平洋の系統群についても15万5,000にかえて20万トンを示しているということでございます。したがって、まさば、まあじにつきましても大体20万トン前後の合計のABCになっておりますので、科学当局からすればその辺を踏まえた上でそれを余り大きく逸脱しないという数字が資源管理上非常に重要だというふうに考えております。

以上でございます。

武田管理課長 それでは、引き続きまして、17年のTACにつきまして説明させていただきます。まずTAC設定の基本的な考え方ということで、資料の5-4に沿いまして御説明いたします。

今、漁場資源課長の方から御説明がありましたけれども、資源の評価を基礎としつつ、さらにTAC

設定におきましては、漁業経営その他の社会経済的要因を勘案して TAC を設定するという事になっておりまして、その勘案の仕方を資源の状態等との関係から整理をしようということでございます。

(2) のところに表になっておりますけれども、これは前回御説明申し上げましたけれども、ここに分けているような4つのカテゴリーに分類して、きめ細かな TAC の設定管理をやっていこうではないかということでございます。今回、基本計画の変更でこういった形で整理をしておりますけれども、これにつきましては今後さらに検討を深めながら19年のTAC設定に係る改正時期までに次の指定漁業の一斉更新と合わせて5年程度を見据えた中期的な管理方針としていきたいという、そのスタートラインということでございます。

1番目に書いてあるのは資源が低位の水準にあるものにつきまして2つに分けてということで、資源回復の条件が比較的よい魚種について重点的、優先的に資源を回復していこうということで、まさば等についてこういう形でやっていくということでございます。一方、現在の資源状態がなかなかその資源回復に適さない状況にあるものにつきましては、現状の資源水準を維持するという格好で、まいわし、すけとうだらについてはそのような管理をしていこうという整理でございます。

2つ目は、さんまが典型的な例でございますけれども、資源は中位または高位ということで資源状態はよいけれども、供給量がダイレクトに魚価にセンシティブに反応するような、そういう魚種につきましては漁獲量をできるだけ安定的に設定していくことによって、漁業経営が安定的に継続するようにしていこうではないかというものでございます。

3点目は、外国水域とのまたがり資源でございますけれども、これにつきましては当然のことながら各国との協調した資源管理に向けた取り組みを進めながら、当面は現状の資源水準を持続することを基本にして、さらに我が国水系への来遊量の変動、こういったことにも配慮しながら管理をしていくということで右側に書いてありますような魚種についてこういう考え方で管理を進めていこうというものでございます。

4番目は、先ほど小松課長の方からの説明の中にもありましたが、例えばずわいがににつきましては、来年の加入が極めてよいということが見通されている状況でございますが、来年はよいけれども、次の2年間はまたその半分程度という予測でございますので、来年はできるだけとり控えて漁獲量の平準化を図っていこうではないかという、そういうものでございます。これらの分類につきましては前回御説明した内容に沿ったものでございます。

1枚めくっていただきまして、きめ細かな TAC の設定管理、TAC 設定の具体的な考え方といたしまして、1つは、まいわし、まあじ、さば類、こういった浮魚類の TAC の設定の考え方でございますけれども、これは今年ももうすでに導入しておりますけれども、漁場形成の変動が大きいということございまして、TAC の配分どおりになかなか漁場が形成されがたいというものがございまして、こういったものにつきましてはその後の漁場形成によって配分量に不足する県が出てくることが考えられますが、過不足が出てくるということでございますけれども、調整枠を設けて、その上で追加配分をするということでございますが、17年につきましては、(2) のところに書いてありますように、TAC の基本的な数量をベースにしまして、大臣管理漁業分につきましては1.3、それから知事管理漁業分については1.5の調整係数として乗じて TAC 数量を設定するという事にしたいと考えております。その場合、当初配分としてはそれぞれ1.0相当、ベースの部分を配分いたしまして、残りを調整用に留保して漁場形成の変動等に対応して追加配分するという考え方で行きたいと思っております。ただ、まいわしに関しましては、後で御説明いたしますけれども、大

臣管理漁業のみ数量配分とする関係上、1.3 を乗じて TAC 数量を設定しますけれども、数量自体が小さいということもありますので、全量を当初配分することにしたいということにしております。

3 のところについては外国とのまたがり資源の TAC の設定の考え方でございますけれども、原則としては我が国に來遊する状況を勘案しまして、我が国水域における漁獲量比率の最大値を使用して、原則、過去 5 年間の我が国水域における漁獲量比率の最大値を使用して TAC を設定していくというものでございます。(2) はその我が国の漁獲量比率が明らかでない資源については、近年の最大漁獲量を TAC 数量とすることによって、そういった來遊状況が来たときに対応できるように TAC を設定しておく、こういったことが基本的な考え方になります。

続きまして、TAC の各魚種ごとの数量設定について御説明したいと思います。資料は資料 5 - 5 という横長の「平成 17 年度の漁獲可能量 (TAC)(案)」というものがございますが、これと先ほど使いました資料 5 - 3、総括表の 4 ページ、5 ページあたりになりますけれども、その両者、2 つの資料を見比べながら説明をお聞きいただきたいと思います。

まず、さんまでございます。さんま資源につきましては、高位で増加傾向にございます。ABC limit は 38 万 9,000 トンとされておりまして、過去の漁獲量と漁獲金額の関係を見ますと、漁業生産額が最大となるのは水揚げが 20 万程度のときというのが実態でございます。したがって、漁業者の利益だけを考えますと 20 万トン程度の TAC が望ましいということになりますけれども、関連産業等にも留意いたしまして、前年の TAC 数量と同じ 28 万 6,000 トンにしたいと考えております。表の説明を若干しますが、表の中で「参考値のうち最大のもの」という欄が真ん中よりちょっと左側にございますけれども、これはことしの資源評価で、先ほど参考値を含め複数の数字を資源評価の数字として示すことにしておりますという説明がございましたけれども、研究サイドで最も推奨する管理方針に基づきます ABC limit のほかに、1 年限りといった条件つきであれば容認できるという数量をあわせて提示するというにしておりますけれども、そのような参考値の中で最大の数量をここに掲げているということでございます。

また、その 2 つ横の基礎とする数量の考え方のところで括弧の中でございますけれども、これは先ほど御説明しました TAC の管理方針の(1)から(4)に該当するものをここに書いてございます。該当番号を書いてございます。

さんまの説明に戻りますが、さんまの大臣管理、都道府県管理、それぞれの配分量でございますけれども、総括表の方の 4 ページと 5 ページになりますけれども、28 万 6,000 トンの TAC に昨年同様の配分シェアを用いまして、大臣管理分は北太平洋さんま漁業ということで 20 万 4,000 トン、それから次のページになりますけれども、北海道の方は 3 万 7,000 トン、それから岩手県 6,000 トン、こういうふうにしたいと考えております。

なお、この資料の都道府県の配分量の中に「若干」というのが書いてございますけれども、これはさんま、すけとうだら、まあじ、まさば及びごまさば並びにするめいかにつきましては、過去の漁獲実績が概ね 100 トン以上あるものの資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、あるいは漁場形成が不安定で漁獲量が少ないまいわしについては過去の漁獲実績が概ね 100 トン以上の都道府県、ずわいがにについては 10 トン程度以下の漁業実績のある都道府県、こういったところに「若干」という配分をしてございまして、この場合には、現状以上に漁獲努力量をふやさない、増加させることがないようにしまして、採捕の数量が前年程度となることを想定するというものでございます。これが「若干」という表現になっております。

あと、数量が記載されずにバーになっている都道府県がございまして、これは若干よりも

さらに少ないということで、過去の漁獲実績が概ね 100 トン未満、ずわいがにについては漁獲実績なしということで、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいというものについてパーということで、これは漁獲可能量の管理を必要としないという、そういう整理でございます。

魚種の説明に戻りますが、次にすけとうだらについて御説明します。資料 5 - 5 の方にまた戻りますけれども、すけとうだらはそこがございますように日本海、オホーツク海、太平洋、それぞれの系群ごとに TAC の設定を行っております。まず日本海北部系群でございますが、本資源を対象とした TAC は平成 13 年以降、6 万 5,000 トンに設定されておりましたけれども、ことしの資源評価におきましては ABC limit がこれまでの約 3 分の 1 の 1 万 5,000 トンに大きく引き下げられたところでございます。これは近年の漁獲実績が 3 万から 6 万トンということでございますが、これを大幅に下回る厳しい水準でございます。他方、この資源を漁獲しております北海道檜山地域の沿岸漁業でございますけれども、最も先進的な資源管理型漁業を実践しております。その漁業者を中心にいたしまして、この資源評価結果に対して本当に資源の現状を正しくあらわしているのか。そうではないのではないかというような意見が強く出されたこともございます。資源評価の方におきまして、参考値といたしまして、1 年間、様子を見る場合に許容できる漁獲量としては近年の漁獲圧で漁獲した場合の 2 万 8,000 トン、こういう数字も示されたところでございます。

このような状況を総合的に勘案しまして、本資源の TAC 設定については道庁、関係業者との協議も多く行ってまいりましたけれども、従前の漁獲圧で漁獲することについて実質的に担保することができるということになりましたので、TAC 数量については北海道の管理量が 2 万トン程度確保できるようにという考え方を基本にしまして、5 万 8,000 トンということで、数字自体は若干の削減に留めたいというふうに考えております。

次にオホーツク海南部及び根室海峡の方でございますが、こちらは平成 9 年以降、オホーツク海南部が 2 万 5,000 トン、根室海峡が 1 万 9,000 トンの TAC 設定、こういうことでやってまいりました。本資源は隣接するロシア水域とのまたがり資源でございます。我が国のみでは管理効果を期待しがたい状況でございます。こういうことから、現状程度の漁獲を継続できる数量を設定する。そういう考え方に立ちまして、過去 7 年の漁獲量の最大値をとってオホーツク海南部 2 万 4,000 トン、根室海峡 1 万 5,000 トン、こういうふうにしたいという考えでございます。

次に太平洋系群ですが、本資源につきましては、平成 13 年、14 年、15 年と連続して TAC の引き下げを行いまして、16 年の TAC は 20 万 6,000 トンというふうになっております。この資源につきましては、悪化の兆しがあるという、そういう資源評価になったことから、資源評価で示された親魚量の最低水準を維持する漁獲量を採用いたしまして、ことしより 2 万 1,000 トン少ない 18 万 5,000 トンにしたいと考えております。

以上により、すけとうだらにつきましては、TAC 合計 28 万 2,000 トンとなりまして、それぞれの配分量は大臣管理分が 16 万トン、知事管理分につきましては、北海道を 11 万 9,000 トンにしたいと考えております。

少し急ぎます。次に、まあじでございます。まあじにつきましては、太平洋系群は ABC limit の 3 万 8,000 トン、対馬暖流系群は韓国、中国とのまたがり資源でございますので、親魚量の維持をベースに来遊の変動を考慮した 20 万 5,000 トンをもとにいたしまして、これらを合わせた 24 万 3,000 トンに大臣管理分 1.3、知事管理分 1.5 の係数を考慮いたしまして、34 万トンというふうに設定したいと考えております。

また、大臣管理分につきましては 1.3 のうちの 0.3 相当、知事管理分については 1.5 のうちの 0.5

相当を留保するという事で、それぞれの配分量は大臣管理分 10 万 1,000 トン、各都道府県配分につきましてはお手元の資料にある数字のように配分したいと考えております。

次に、まいわしでございます。まいわしにつきましては、近年、資源状態が著しく悪化しておりますけれども、海洋環境が資源の増大に好適な状態にあるとは認められないということもありまして、当面は資源の回復を目指すことは難しいということで、現状程度の漁獲圧を継続するという管理方策によりまして TAC を設定することとしたいと考えております。現状漁獲圧での漁獲数量の 4 万 9,000 トン、これを基礎にいたしまして、漁場形成の変動を考慮いたしますと、昨年より 1 万 トン少ない 6 万 トンというふうに設定したいと考えております。大臣管理分、知事管理分への配分につきましては、16 年、ことしはすべて「若干」というふうになっておりますけれども、17 年は大臣管理分につきましては 4 万 5,000 トンというふうに数量配分でキャップをすることにいたしまして、知事管理分は 16 年同様「若干」というふうにしたいと考えております。

また、漁海況の見通しが TAC の基礎とした資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合があるかと思っておりますけれども、そういった場合には速やかに資源を再評価することといたしたいと思っております。

次にさば類ですけれども、まさば及びごまさばにつきましては、まあじと同様の方法で TAC を設定しております。まさばの太平洋系群につきましては、重点的、優先的に資源を回復させるということでございまして、漁獲圧の 3 割削減となります 6 万 3,000 トンを用いております。4 系群を合わせた TAC の基礎を 32 万 1,000 トンといたしまして、これに同様に係数 1.3、1.5 を勘案して 42 万 6,000 トンというふうに設定しております。大臣管理分、知事管理分、それぞれの配分量はまあじ同様に留保することによりまして、大臣管理分が 18 万 4,000 トン、都道府県への配分は、これはそれぞれ資料にあるとおりでございます。

次にするめいかでございます。するめいかにつきましては、資源の動向は秋季発生系群が高位、冬季発生系群が中位と比較的良好となっておりますけれども、秋季群は減少傾向にあるということで若干かげりが出ております。このため、TAC につきましても ABC limit に合わせて昨年の 38 万 5,000 トンから 2 万 6,000 トン減らしまして 35 万 9,000 トンに設定したいと考えております。なお、大臣管理分、知事管理分の配分につきましては 16 年と同様の考え方で配分しております。

1 枚めくっていただきまして、最後にずわいがにでございます。まず西部日本海でございますけれども、資源評価におきましては、17 年は新たに漁獲対象に加わる資源が多いということで、現状の漁獲圧を維持した場合には従前の 1.5 倍に近い 7,100 トン程度の漁獲が見込まれるとされております。しかしながら、先ほどもお話をしましたけれども、その後の加入は 17 年の半分程度となると見込まれることから、安定的な漁獲の継続の観点から資源量維持の水準となります 5,700 トン、これを上回らない範囲で TAC 協定の管理団体の希望も踏まえまして、16 年の 5,000 トンより 500 トン多い 5,500 トンに設定したいと考えております。次の北部日本海の海域につきましては、昨年の 380 トンより 50 トンふやしまして、ABC limit 430 トンを TAC に設定したいと考えております。北海道西につきましては ABC limit は単純に 2003 年の漁獲量掛ける 1.1 として算出されていることから、16 年から 17 年にかけて 43 トンから 38 トンに下がりましたが、資源は増加しているということから、北海道庁の希望も踏まえまして、昨年の ABC limit 43 トンを引き続き TAC の数量にしたいと考えております。

オホーツク海でございますが、これは我が国のみでは管理効果を期待しがたいロシアとのまたがり資源でございますので、現状程度の漁獲を継続できる数量を設定することといたしまして、過去 5

年の漁獲量の最大値をとりまして、昨年の 1,535 トンより 335 トン少ない 1,200 トンに設定したいと考えております。

最後の太平洋北海域でございますが、西部日本海域と同様、17 年の新規加入資源が多いと見込まれておりますので、ABC limit は近年の漁獲圧で漁獲した場合の 410 トンと現行の TAC の 220 トンを大幅に上回っております。しかし、その後の加入状況は必ずしもはっきりしないということで、加入を近年並みと仮定した場合には 2007 年には維持すべき資源量を下回ると試算されておりますので、安定的な漁獲を継続するということで TAC 協定管理団体の希望も踏まえまして、ABC target、この数字を使いまして、280 トンに TAC を設定したいというふうに考えております。

ずわいがにの大臣管理、知事管理、それぞれの配分はお手元の資料のとおりですが、例年どおり西部日本海、北部日本海、オホーツク海につきまして、大臣管理、都道府県間における当初配分と実際の漁獲の調整のための留保枠を設けております。この留保分に関しましては、総括表の 4 ページ、5 ページの注にも書いてありますが、漁獲の動向等を踏まえて留保分の配分のための数量改定を行う旨、基本計画中にも記載しておりまして、具体的な配分は再来年、18 年の 1 月ごろに行うこととなります。

以上、説明が少し長くなりましたけれども、第 1 種特定海洋生物資源の 17 年 TAC の設定についての説明を終わらせていただきます。

なお、今御説明しました内容につきまして、関係各県に照会しましたところ、まさば及びごまさばの配分につきまして、高知県の方からさらに数量を 1,000 トンふやして 7,000 トンにしてほしい、仮にそれが困難な場合には留保枠の追加配分を円滑に実施願いたいという意見が出されていることを申し添えます。

以上、TAC の関係でございますが、最後に 17 年の TAE の設定につきまして、簡単に説明をいたします。TAE 制度やその設定の考え方につきましては先ほど諮問第 72 号の際に説明をさせていただきましたけれども、TAE で管理する漁獲努力量は統一的に操業隻日数、船の隻数と日数の掛け算をしたもので管理することといたしております。資料は 5 - 6 でございますが、資料 5 - 6 の方をごらんいただきまして、ここにありまして、今回、新たに設定内容の変更、追加を行うものはいかなごとまがれいの関係でございます。

まず、いかなごにつきましては、7 月から 8 月にその備考欄にある海域で TAE 管理を行うこととしております。隻日数全体数量として 616 隻日を予定しております。

まがれいにつきましては、かれい固定式刺し網漁業に対しまして、秋田県、山形県、両県の地先水面でそれぞれ 3,099 隻日、2,173 隻日という TAE を設定することとしております。

追加設定の考え方で若干補足して説明しますが、1 枚資料をめくっていただきまして、そこに TAE 管理の対象となる「採捕の種類」、「資源回復計画における削減措置」、それから「TAE 設定の考え方」ということで整理してございます。

まずいかなごのところでございますけれども、資源回復計画の方で沖合底引き網漁業の方で減船なり、毎月の休漁日の設定、操業期間の短縮を行うことになっております。これらの漁獲努力量の削減効果を担保するための TAE 設定といたしまして、沖底のいかなごの盛漁期に TAE をかけるといふ設定の考え方でございます。

次にまがれいの方でございますが、これは日本海北部の方で日本海北部まがれい・はたはた資源回復計画というものを今実施しておりますけれども、対象漁業として刺し網漁業というのがございますが、この刺し網漁業の漁獲努力量削減措置が来年 2 月からスタートいたします。これに合わせ

まして、来年から新たな TAE を追加的に設定するというものでございます。各県の漁獲実態に応じまして、秋田県が2月から6月、山形県が3月に保護区域を設定することとしておりますので、秋田県については2月から6月の中でまがれい漁獲量の多い2月、3月の2ヶ月間、山形県の方につきましては保護区域設定期間と、それが終了した後の1ヶ月、3月から4月の2ヶ月間にわたりまして TAE を設定するという考え方でございます。

なお、最初の1ページ目に戻っていただきまして、先ほどの諮問第72号でやりいかにつきまして、TAE の対象魚種に追加いたしましたけれども、資源回復計画における漁獲努力量の削減措置といたしまして、減船のほか保護区域の設定がございませけれども、保護区域の設定については現在協議中でありまして、保護区域の場所や期間がまとまった段階でこれに対応する TAE 設定を追加することで対応したいということでございます。一番下の欄にそういうことで書いてございます。

以上が TAE についての説明でございます。

説明が長くなりましたけれども、諮問第73号に係る説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

山下分科会長 どうもありがとうございました。

例年、この時期というのは来年度の TAC の設定がございませるので、いろいろとその説明をたくさんしていただくのは覚悟の上でしたが、今、諮問第73号ということで1時間余りぐらいお話をいろいろいただいておりますので、初めの方のところからいろいろと御議論があるかと思っておりますので、復習といいますが、私の方でこういう5つの話だったのではないかと思っておりますが、確認だけさせていただきます。

5つの話のうちの第1番目は、16年度の TAC、本年度の TAC の配分量を多少上げるというようなことで、すけとうだら、まあじ、さば類についての話がございました。これが資料の5-3に基づいたものでした。2つ目ですけれども、今度は資料5-2に基づいた話で、基本計画の文の変更ですね。改正前と改正後で随分と簡略化されて、再整理されたような、そういう説明をいただいております。これが2番目の話。それから、3番目の話として、それまでは武田管理課長さんだったので、今度は漁場資源課長さんの小松さんの方から、5-7の資料、それとパワーポイントで資源評価のお話をいろいろとしていただいたというのが3つ目の話になるかと思っております。4番目が今度は17年度の TAC の話で、また管理課長さんにお話が戻っています。17年度の TAC についてなのですが、ここでやはり非常に細かく話をしていただいたということで、資料的には5-4があって、5-3があって、5-5があったというふうに記憶しておりまして、設定の、いつもですと配分案だけをお話をさせていただくところですが、今回はその前提となる設定の考え方、これについても並行的にお話をいただいた。この部分は高橋委員からの質問に答える形であったらと思ういます。これが4番目で、そして最後の5番目は資料5-6に基づいて TAE の話です。回復計画の追加とか変更とか、そういったようなお話でございました。

これを一括して何でも質問をしていただいてもよろしいのですけれども、できれば、もしかしていろいろな議論にもなるかなとも思ったものですから、私の独断ですけれども、まず16年度の TAC の配分量、これをすけとうとまあじ、さば類、この3魚種でしたが、若干いろいろな県について配分量をふやすという話でした。これについての御意見とか御質問というのはいかがでございませうか。

はい、三鬼委員。

三鬼委員 今、いろいろ説明を聞きながら、この魚種については私は素人同然なのですが、今、小松課長のグラフによる説明を聞きながら思ったのですが、どれ1つとっても資源的には余裕のあるものはないという厳しさなのですが、強いて言えば、さんまとずわいがにくらいですか。そこでこの ABC というものと TAC というものの考え方、これについて、ABC そのものを守らんとすれば業界との軋轢も出るというようなことで、これはよくよく ABC と TAC の関係というものの数字の調整というものがうまくいかないと、これは将来に禍根を残すなど、こういうように自分ながら思っているところです。特に、その中でもさば類、それからすけとうだら、すけとうだら1つとってみましても、日本海北部、これについてはパーセンテージにおいてももう 200 %、386 % などというとんでもないような数字になっている。また、さばについても 150 %をはるかにオーバーしているというような状況の中で、御当局が我々業界と今の TAC の中でいかに調整をするのか、そこをよくよく調整していただかないと将来に禍根を残すなというような感じがしてなりません。その点、どなたか。

山下分科会長 はい、わかりました。ABC と TAC の間の、これは来年度の配分のことですね。

三鬼委員 そうです。

山下分科会長 では、管理課長、お願いします。

武田管理課長 今、御指摘がございました ABC とそれから TAC の関係でございますけれども、これにつきましては、先ほども中期的な管理方針ということで、それぞれの魚種の資源状態に応じて TAC の設定をきめ細かく考えていこうという中で若干御説明しましたけれども、TAC 法におきましては、科学的な資源評価をベースにして、その上で漁業経営その他の社会経済的要因をいかに勘案して適正な TAC を設定していくかということが法律上も明記されているわけでございますけれども、その漁業経営その他の社会経済的要因の勘案の仕方ですけれども、今回は割と定性的な形でございますけれども、これは今後、さらにどういった勘案の仕方がいいかということは我々もこれをできるだけ科学的に分析をして、経営の方の関係も本来であれば科学的な分析をして設定をするという方向に持っていきたいというふうに考えておりますが、今回はそのスタートラインというふうに考えていただければと思います。

資源評価の方におきましても、今回、参考値なり複数の指標を提示していただいたということで、それらと経営の方の勘案の仕方をできるだけきちんと整合性がある説明ができるように努力していきたいと考えております。

三鬼委員 そこは慎重にひとつお願いいたします。

小松漁場資源課長 座長、よろしいですか、資源課長ですけれども。

山下分科会長 はい、どうぞ。

小松漁場資源課長 我々は科学当局サイドでありますけれども、今お話がありましたすけとうだら、まあじ、それから特にさば類、これが 1.6 倍前後の TAC 設定になっておるわけでありまして、特に科学的な面から見るとごまさばとまさばは、先ほども説明しましたが、分離可能なわけでありまして、それをやはり一括しますと、まさばに例えば漁獲努力量が全部かかった場合、これは資源を相当痛めかねないという問題がございますし、それから管理課サイドの説明で、近隣諸国との関係があるのですが、むしろ我々が漁業者委員会で聞いてきた意見は、自分たちもほどほどに獲るから、外国にもきちっとやはり、近隣諸国ですね。資源管理を守らせるような方向にしてくれないかという声がありましたので、何も日本側の方が大きく TAC を欲しいという声は、我々は年々、年々縮小しているのではなからうかというふうに考えた次第であります。

それから、この近隣海域での問題は、例えば根室海峡の系統群であれば、6,000 トンが1万 5,000 トン、現状が 9,000 トン前後を獲っておりますけれども、こういう根室海峡のところもいろいろ国際的にも注目を浴びている場所でもありますので、特に北海道の人はよく御承知かと思えますけれども、やはり外に向かって科学的根拠に基づく持続的利用ということを言っていますので、配分比率の 1.3 とか 1.5 につきましても、科学当局とすればもう少し小さい数字にならないのかなというふうに考える次第でございます。

佐々木特別委員 いいですか。

山下分科会長 どうぞ、佐々木委員。

佐々木特別委員 座長が言われる 1 番から 5 番までということで、当然 1 番も、17 年度の方も関連するところの意見なのですが、前段に高橋委員からのコメントがあったように、やはり今までの前期、後期から今度また一括に戻してということで、その TAC のいわゆる数量の決定については、今の段階では漁業の現場からも非常に重要な要因が多くなってきて、やはり十分な時間をとって議論をするということは、高橋委員も言われておりましたけれども、当然のことだと思うのです。きょう、原案を出されてすぐに賛否を言ったらそのままという形になるわけなのですが、その中で今も出ておりました ABC のいわゆる基準値に大臣が 1.3、知事枠は 1.5 ということなのですが、この TAC の数量の決め方が現実的に、特にまあじとさばが大幅に変わってきておるわけなのですが、当然、生産量、漁獲も経営の中で考慮をしながら ABC との調整を図るということは過去から議論が随分出てきておる問題でございますし、我々生産現場と資源を管理する学者との意見の対立というのはそこで当然もう過去からあったわけなのですが、17 年度の配分の基本的な考え方を見ますと、その 1.3、1.5 の基準であり、しかも総合的にはまあじにしたって、さばにしたって、漁獲可能量が増加しておるわけなのです。ところが、16 年度の追加配分もありましたけれども、軒並み各県の割り当ては現状の漁獲量から見ると大幅に TAC の数量が削減されておる。これはとりもなおさず、5 年間の平均値を見ても、それよりも下回る数値が設定をされておる。これは高知県からその追加配分の意見があったそうですけれども、各県に本意を言わずならば、それぞれやはり実態に合った、少なくとも過去 2 ~ 3 年の漁獲量の推移を見ながら、それに順応する現実の数値を定めていただきたいというのが、私は各県の当然の主張だと思うのです。しかし、現実的には、ABC から 1.3、1.5 を基準にして定めるという基準が現実にマッチしていないということなのです。漁獲量と。

ただ、水産庁の方では、それは中期的にも今課長が言われるように保留枠があるのだから追加配分はできますよと、いわゆる基本を決めながら追加配分ありきということが基本で TAC 制度を決めるという決め方が本当に正当であるのか、それはいい方法であるのかという議論にもつながってくるわけなのです。だから、より現実と ABC のいわゆる基準とも調整を図って、それを基本にして、それからやむを得ず追加配分をするという事態が起きる場合はやむを得ないにしても、余りにも保留枠、追加配分ありきということの基本にして TAC 数量を決めるということはいかがかという感じがするわけなのです。

特に、長崎県あたりも、まあ愛媛県もそうですけれども、5 年間の平均よりも少ない。長崎などは昨年の漁業の漁獲量から見ると大幅に変わってきておるわけなので、常に決めながら、即追加配分が必要だということを意味しておる決め方ではないかという気がするわけなのです。その辺も含めて、私はそれが正当な、いわゆる ABC、1.3、1.5 が本当に基準的に正しいのであるかという疑問を感じておる一人であります。

特に、現実的には 17 年度はまあじにしたって、まさばにしたって、若干漁獲可能量がふえておるわけですから、それにも増して現実よりも下げていかなければならないというその手法、基本的な考え方にちょっと意見を申し上げたいので、説明ができればお願いをしたいと思います。

山下分科会長 ありがとうございます。

では、管理課長さんですか、説明をお願いします。

武田管理課長 TAC の魚種の中でも浮魚類ですね。非常に設定の仕方が難しい魚種であるということでございまして、16 年から、年 2 回に分けて漁場形成の状況に応じて弾力的に配分するというやり方を始めたわけなのですけれども、このやり方にも問題がないではないということでございまして、前期、年前半の漁獲の実績に応じて配分するという事は TAC の趣旨から見ると少し違うのではないかなというようなこともございまして、その辺の若干の反省も含めまして、来年の TAC については基本的には TAC の基本とする数量 1.0、これをベースとした数字で配分をしまして、その中で年間の管理を行っていただきたいという、そういう趣旨でございます。そうは言いながらも、漁場の形成状況によって追加配分が必要になるケースも出てくるかと思っておりますので、その場合には全体としての TAC の消化状況なり資源状況も見ながら追加配分を行っていくという、17 年はそういう考え方に少し軌道修正をしたということでございます。

この 1.3、1.5 の考え方ですけれども、近年の漁獲実績をベースにして、留保しておくべき数量がどれくらい必要かということで逆算をしてこの 1.3、1.5 があれば各県の漁獲が振れてもおさまるであろうということでございまして、この 1.3 なり 1.5 の範囲内で追加配分をすれば結果的に、逆に言うととれない県も出てくるということも含めまして、その全体をならしますと概ね TAC の基礎とする数量に近くなるであろうということで、いわば理論値として 1.3、1.5 という数字を使っているということでございます。

樋口委員 ちょっといいですか。

山下分科会長 はい、樋口委員。

樋口委員 私は本来、内水面の方の人間ですけれども、土佐のさばの問題が出ましたので、私は客観的に見た状況から言いますと、土佐清水というところがあります。これはかつおの本拠地であり、それからわざわざごまさば、いわゆる清水さばというものをとっておるところなのですが、その漁家などというのはもう疲弊していますよ、現実に。漁師の町だったのですよ、足摺のあのところはですね。漁師の町だったのがもう疲弊しておるわけです。ゴースタウンになりかかっていますよ、はっきり。見に行ってみなさいや。そういう中でさばをかるうじてとって暮らしておるといふ現状を言わずに、TAC の問題を言われるのはよくわかる。私も大体そういう TAC の設定の仕方というのは学者、研究者であそこで言われるけれども、学者、研究者の言われることが全く正しいと思ったら、漁師は自分たちのことだから、自分たちがそれを守ろうとする。ただ、それを理解できる状況にないというだけなのだと、私は客観的に見たらそう思います、あの TAC の問題そのものは。

でも、それ以前の問題もありますよと。漁師の生活の現場というものからしたときに、そこを資源管理とどう調和をとっていくかという事柄をやらないと、本来、資源管理などというのは漁師みずからがやるべき事柄であって、学者、研究者からの意見を聞いてやるべきであって、こんなところで論議して決めなければいかんなどというのは本来、そういう発想がやはり方向が違うように思いますね。でも、今の日本の漁師のわがままさ加減といいいますか、今までの経験上のわがまま加減を皆考えるからこういう事柄をやらなければいけないのではないかなというふうにも考えます。

いずれにしても、土佐のさばの問題が出ましたから、現場報告という格好で一言述べさせていた
だきました。

山下分科会長 ありがとうございます。

今のは現場報告、御意見として受け止めてよろしゅうございますでしょうか。

今の樋口委員のお話もやはり科学的な根拠に基づく計算値と、その現場での受け止め方なり、
実際に漁業を担う方との調整がうまくいかないところがあるというような文脈の中にあると思いま
す。

私は 16 年度のことで何かというふうに最初に申し上げてしまったのですけれども、話はやはり
16 年度の配分も 17 年度の配分も TAC のあり方というところに議論が集中しているようでござい
ますので、先ほど勝手なことを申しましたが、それに関わらず御意見がございましたら、あるいは
御質問がございましたらお願いいたします。

石黒委員、どうぞ。

石黒特別委員 すけとうの TAC の件でありますけれども、先ほど縷々説明をいただきましたけ
れども、水産庁から配付になった資料に目を通してみますと、沿岸のすけとうの北海道の総枠が平
成 16 年度のときには 13 万 5,000 トン、期中改正があって 13 万 8,000 トンですが、そういうことにな
っておりますが、平成 17 年度の TAC の枠が 11 万 9,000 トン、ここで私が申し上げるまでもな
く、北海道の系統はオホーツク海の系統、それから根室海峡群、日本海北部、それから太平洋系統、
4 つに分かれているわけですけれども、11 万 9,000 トンということになると、沿岸のこの 3 地区に
ついては全部 TAC が減らされたというふうに受け止めているのですけれども、水産庁としては根
室海峡の事情、それから太平洋の事情、これだって年級群が 2000 年に発生しているということは
十分承知の上だと思っております。ですから、それでもって減らしてきているわけですから、私から
言わせると、17 年度にその地区で、北海道海域の中でそれぞれ水揚げが、あるいは資源が非常に
好調になってくる、あるいはきたと思ったときには、早急に期中改正をしてもらえるのかどうか、
その辺をお聞きしたいなと思っております。

山下分科会長 それでは、答えの方をお願いいたします。管理課長さんですか。

武田管理課長 今、すけとうだらでお話ございましたけれども、これはすべての魚種について
言えることでございますけれども、今後、漁海況が現状の資源評価から想定される状況より大幅に
改善されるということが見込まれるようなそういう場合には、速やかに資源を再評価いたしまして、
TAC につきましても期中改定を実施するというふうに考えておりまして、基本計画の中にも、今
回、第 3 の 5 のところにその旨を書いております。ということで、そこはきちんと弾力的な対応
を図っていきたいと考えております。

石黒特別委員 特に、すけとうの場合は強制適用を受ける魚種でもあり、その辺をきちっと担保
してもらわないと大変なことになるというふうにと考えています。

小松漁場資源課長 座長、ちょっとよろしいですか。

山下分科会長 はい。

小松漁場資源課長 資源評価の方も、今回も日本海の系統群につきましては、沖底の今年のデー
タを入れて 1 万 5,000 から 2 万 8,000 の方にすぐ上げました。それから、太平洋の方につきましても、
資源調査を今年も充実していますし、新しい北光丸もこの調査にも使えますので、TAC のベ
ースになる資源評価についても随時実施したいと思っております。

石黒特別委員 今、そういうお話もありましたけれども、北水研あたりのお話を聞きますと、5

年級、いわゆる 2000 年級の 5 年魚以上のものがかなり入ってくる、17 年はね。それが 5 年以上の 8 年までの魚が 10 万 5,000 トンぐらいの量があるだろうと言われているのですね。そうしますと、少なくともこの太平洋の 8 万数千トンの枠というのは、ひょっとすれば大幅に上回ってしまうぐらいの水揚げがあるかもしれない。その辺も懸念されるところなのですね。

それともう一つ、この前の会議でも申し上げましたように、根室海峡というのはあくまでもロシア側との関連が非常に深く、あそこの資源を枯渇させたのは、少なくとも地元漁民として申し上げると、ロシアがあれば、数千トンの船を持ってきて、いわゆる産卵床を平らにするぐらい引きずり回してとった結果なのです。それを日本側の漁民がリスクをしょっている TAC だけとか、いろいろとれないような状況にさせられること自体に私は問題があるというふうに、声を大にして申し上げたいですね。

その辺、水産庁はやはりあの海域の資源が、我々も大切ですし、日本側も大切であれば、やはりロシア側と鋭意努力して協議をしていくという積極的な姿勢をとってもらいたいというふうに思います。

山下分科会長 今回の御意見は要望としてお聞きするのでよろしゅうございますでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田特別委員 今回の ABC を設定するについての管理目標についてというのはさまざまな考え方があるだろうというふうに思いますけれども、今回、資源評価で初めて参考値という複数の ABC が提示されたということについては評価されるべきかなというふうに思います。ただ、先ほども現地でそれぞれ漁業者会議等で説明をしてきて納得しているということでございますけれども、私は必ずしも現地の漁業者が十分納得しているというふうには理解はしておりません。今も石黒委員の方からお話がありましたけれども、北海道のすけとうだらですけれども、特に、太平洋のすけとうにつきまして、釧路の沖底というのは非常に厳重な漁獲管理体制をひいてきている地域でございますので、今回の資源評価については非常な違和感を感じているところだろうと思っております。ですから、そういう意味では先ほど石黒委員からありましたとおり、期中見直しについては弾力的に、速やかにやっていただきたいということを強く私の方からも要望したいというふうに思います。

また、オホーツク海のすけとうだらとずわいがにですけれども、これも前回のときにもやはり根室海峡のすけとうと同じくロシア海域と隣接しておるということで、この資源評価についてはやはりいろいろと問題があるということで、この辺の TAC の設定については十分配慮してもらいたいという要望を前回もしたというふうに記憶しております。そういう中で、若干上昇か同程度、横ばいという中で今回、TAC が減っております。この点につきまして、17 年度、TAC の設定量を下げるといふ考え方についていかなものか、この点について 1 つ説明をいただきたいというところでございます。

それとずわいがにの件なのですけれども、昨年の委員会でも私は申し上げましたけれども、オホーツク海のずわいがにには沿岸の漁獲量というのは、私は単協の網走の組合長をやっておりますけれども、沿岸でとっているのは私の組合のかに刺の 3 業者がこのオホーツクのずわいがにをとっているわけです。片一方、底びきの TAC というのは、私は北海道機船連の会長をやっていますので、これは底びきの TAC なのですね。昨年から 100 トンという保留枠を設けたのですけれども、実態的にこの保留枠の再配分につきまして、前の佐藤室長が来て、この漁業調整問題は大変な問題なのです。私は機船連会長という立場ですし、単協では網走の組合長ですから、両方の立場がございます。そんなことで、今回、そういうふうに減らされた中で、100 トンの保留枠は当然これまた減

りますね。1,500 何トンが 1,200 トンになれば、保留枠の 100 トンというのも当然その比率で減るのでしょう。減るのだらうと思うのですよ。

そういったときに、昨年、佐藤室長が来たときに、沿岸の年間、ここ数年とっている数量というのは大体 125 トン近くを漁獲しています。去年来たときに大体これを上限に考えていますよと、こういうようなことでこれを保証したわけではないですけども、やはり沿岸の漁業者というのは我々はそういう再配分を受けた中で保留枠は 125 トンぐらいまではもらえるのだらうかと、こういうのが今回減らされている数字からいきますと、それを全部もらっても 125 トンの数値までには多分ならないのだと思うのですよ。そういうときに、これをどうやって調整するかというのは、昨年も言いましたけれども、私は両方の立場で、私は調整できませんので、これは今言ったような経緯を踏まえて、室長の方になるのかわかりませんが、これは水産庁が責任を持って調整してください。この 2 点だけでございます。

あとは先ほど言いましたように期中見直しというものを弾力的にやってもらうということを再度要望したいというふうに思います。

以上です。

山下分科会長 質問事項がございましたので、それにお答えいただくのと、責任を持って水産庁が調整していただけるのかどうか、そのあたりも担当の室長さんがかわられましたので、もう一度お聞きしておくといいかと思えます。

武田管理課長 管理課長でございますが、質問の 1 点目は資源評価の数字が上がっているのに TAC の数量がなぜ減っているのかというところでございますけれども、これにつきましては、我が国の水域でとれる漁獲量とロシア水域でとれる漁獲量の比率がはっきりしない、そういう資源、オホーツク海の南部系群のすけとうだら等につきましてはそういうことでございまして、その比率を使えないので、そのかわりに近年の最大漁獲量を TAC 数量とするという考え方に立っています。それで、すけとうだらにつきましては過去 7 年の最大漁獲量を使っているということでございまして、近年の漁獲実績から言えば TAC の数量としては漁業の実態の方に影響しない数字になっているというふうに考えております。

2 点目につきましては、長谷の方からお答えさせていただきます。

長谷資源管理推進室長 オホーツク海のずわいの調整のことでございますけれども、山田委員御心配の 125 トンは確保されます。125 トンの調整枠はありということで今回数字を設定しておりますが、いずれにしましても、現場での調整につきましては、また引き続き管理課の方で行かせていただいて当たりたいと思っております。

山田特別委員 よろしく。

長谷資源管理推進室長 あと、ことほどさようにいろいろな関係がございまして、1 つの TAC に関しまして、同じ漁業、1 つの仲間だけが使うような場合、ほとんどないのですけれども、さんまは比較的それに近いと思うのですけれども、そういう場合は非常に資源の基礎になる数字に近づけるのは簡単なわけですけども、多種類の漁業種類、あるいは複数、いろいろな県が使うということになりますと、これはどうしても幾つものグループに分けざるを得ない。計算どおり魚などというのはとれるわけはありませんから、そこでのロスというのは当然出てくる。そういうこと、いろいろなことがあるものですから、今回、少し長くなってしまいましたけれども、いろいろそれぞれケースごとで事情が違うのですということをわかっていただくために説明させていただいたということでございます。

きょうは時間もありませんけれども、今後とも引き続きまた機会を改めまして、なぜ 1.3 なのか、なぜ 1.5 ないとうまく回っていかないのかということなどは説明させていただきたいと思いますし、その場で、いやもっとこんなアイデアがあるというのがもしあるのであれば、またそういうことも含めて考えていきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

山下分科会長 来田委員、お願いします。

来田特別委員 どうも規模の小さい話で、私ども日ごろ接しておりますのが「若干」と書かれた地域ばかりなのです、あじにしろ、さばにしろ。私どもが接触しておりますのは、一本釣りの漁民であったり、あるいはそのなれの果てといいますが、遊漁者、遊漁船であったり、岸壁の釣り人であったりするのですが、そういう顔ぶれから見ますと、さばも、あるいはあじもほとんど絶滅に等しいというふうな感触を受けております。つまり、内湾の沿岸部では回遊魚はほとんどいなくなっておるような状態なのです。だから、この TAC を御審議なさる場合に、1つの資料として沿岸部の漁民の疲弊ぶりというものも1つ考慮に入れていただいて、沖合で何トン、何十トンという話だけではなくて、そういう沿岸部のデータも我々にお知らせいただけたらと思います。

山下分科会長 今の御意見ですけれども、それは御意見で承ってよろしいですか。

武田管理課長 できるだけデータは出せるように努力していきたいと思います。

山下分科会長 それでは、ほかに。

どうぞ、福島委員。

福島委員 まき網の立場から、まいわしとまさばとごまさば、まあじ等についてちょっと要望と御意見を述べさせていただきたいと思います。

まず最初にまいわしなのですが、平成 17 年度のまいわしの TAC 数量案といたしまして先ほど御説明いただきましたが、総量が 6 万トン、うち大臣管理量、大中型まき網配分量が 4 万 5,000 トン、このように提案をされておりますけれども、これについてまず述べたいと思いますけれども、先ほど資源課長さんの方からスライドを詳しく説明を受けまして、なるほどことし、16 年度から見ると 7 万トンが 6 万トンに少なくなる提案をされたという理由は、まあ 1 万トンという根拠は別としましても、何となく理解できるなど、実はこう思うわけなのですが、このまき網の我々の 4 万 5,000 トンというものは本業界だけではなくて、我々はとる商売ですけれども、これを買って業とする、扱う加工業者とか、それに関連する方々はたくさんおるわけですが、非常に減るということに対して衝撃を受けておることは事実なわけですが、そういう意味で、漁獲のガイドラインという理解でないとも納得できる数量ではないなど、このように実は考えております。

それと、我々は長年にわたりましてまいわしの漁獲をしてきているわけなのですが、その長年の間に海洋環境などによりまして、急激にこれがふえたり減ったりということを実は体験してきているわけなのです。ですから、来年は本漁業の配分量を容易に超過することも予想されるわけなのですが、といて、この数量を超えそうなとき、あるいはまた超えてしまったというようなときに、今、このような状況で漁業が逼迫しているわけですので、途中で商売をやめるというわけには当然、さっき言いましたように加工業者等もありますので、いかないわけなのですが、さっき管理課長から、そういう状況のときには見直しもあり得ると、先ほど他の魚種についても説明をしておられましたけれども、そういうふうなことが講じられることを 1 つ強く要望しておきたいというふうに考えております。

それから、まいわしの TAC という問題なのですが、我々の業界の中にはどうもなじまないの

はないか。よって、理論的にも、実質的にもこれを削除してもらいたいというのが、これは業界の中の強い要望で、きょうのこの会議で委員として発言してもらいたいということが強く言われておりましたので、申し述べたいと思います。

それと、さば類及びまあじなのですが、大中型まき網漁業に対するさば類の17年度のTAC配分量案の18万4,000トンは、平成15年度と同漁業の漁獲実績18万3,000トンにほぼ等しく、かつさば類の資源に回復傾向が最近見られていることがあります。またまあじについても当初配分量案の10万1,000トンにつきましては、平成15年度と同漁業の漁獲実績11万8,000トンを、これは大幅に下回っています。そういう数字だけ見ますとですね。この両魚種は当初配分量案を確実に超える見込みであると思います。つきましては、当初配分量案を超えて漁獲が見込まれる場合には、先ほど来議題にも出ています保留分、上限値と当初配分量の差を分割しないで、一括して全量速やかに追加配分するようにこれを要望しておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、さば類、ごまさば、まさばにつきまして、先ほど資源課長から、分類が可能だというような御発言がありました。不可能とは申しませんが、私、まき網でさばをとる商売をやっております。そしてまた他の同業者がとったさばを浜で実際に買う商売もやっております。

そういう中で分類ですけれども、私も実際に買って見て、買う状態の水際の状態はどうであるかということ具体的に申し上げますと、まずタモで船から対岸へトラックスケールですから、トラックに積むのです。そうしますと、トラックの荷台が高いですから、その回りに台をつくって買い人が上からのぞくのです。大体比率はこのくらいであろうと。さっき背びれの数だとか腹の点々だとかおっしゃっていましたが、それは1つ1つ見れば確かにそのとおりなのですが、1台のトラックに1トン半とか2トン積んでいるものをそう簡単に背びれの数とか腹の点々は見分けられないのですね、正直な話。そこで、実際は買った人たちが各工場へ持ち込んで、私も買う立場もやっておりますので、分類するのです、手作業で、コンベアに流しながら。ところが、ごまさばという魚は南の方は別としましても、私は八戸ですけれども、北の方では目新しい魚なのです。ですから、さっきおっしゃったような分類をするにしても、私も手でやってみましたけれども、非常に間違えるのですね。特に、鮮度のいいときは腹がキラキラ光っているのです。そうすると、私、実際にやりましたのでね、ごまさばなのかまさばなのか、正直言って非常に困るというようなことで、不可能とは言いませんけれども、なかなか難しい。

そこでもう一つ、買った人たちがそれをじゃあ正確に、例えば水産庁でも試験場でもどこでもいいのですが、データとしてまさばが幾らありました、ごまさばが幾らでしたということを明確に出してくれるかどうか。というのは、私は買い人をやっていますけれども、恐らく秘密で出さないだろう。そうすると、水際で、さっき言いましたようにトラックで各工場に運ばれる前に眺めた状態を、だれかが大体6：3であるとか、4：6であるとか、7：3とか、そういうふうな大ざっぱな分け方をするとすればできないことはない。これをちょっと資源課長にお話をしたいと思います。

以上です。

山下分科会長 いろいろと要望といたしますか、出ましたけれども……。

小松漁場資源課長 ちょっと一言だけ。

山下分科会長 では、小松さん。

小松漁場資源課長 確かにゼロ歳は今福島さんが言われたようなこともあるのですが、1歳以上はまずほとんどそういうことはないと思います。それと、0歳の比率というのは、まあ年によって違いますけれども、必ずしも、一昨年は相当多かったですが、そんなに多くないとき

もあります。まあ、0歳と1歳でほとんどではあるのですけれども。

それから、棘に触ってみれば研究者はまずほとんど判ると言っていますし、私もつい最近も気仙沼で見てきましたけれども、築地でも見ていますけれども、確かに一見では判らないときもちゃんと手で触ってみれば判りますし、その辺は混じったものが比率的に何ぼというの判りますし、混じったときに、あとはアバウトでしたときの誤差が幾ら幾らというの計算は多分できると思いますので、100%、90%まで厳密にすることはないのでありまして、8割とか9割判れば、それは資源管理上有効だと思います。

山下分科会長 それから、どうぞ、管理課長。

武田管理課長 管理課長でございますが、まいわしにつきまして何点かまず御質問がございましたけれども、ガイドライン的な数量じゃないとこれはなかなか納得できないというお話がございましたが、今回、基本計画の中にも記述がありますが、まいわしについてはお話のように海洋条件によって資源状態が急激に増減するという、そういった魚種でございます。まいわしのTACというのはお話がありましたようなガイドライン的なものであるということも踏まえまして、そのような資源状態の急変が生じた場合には操業中断といったような経営に支障が生じないように制度を運用する、そういうことを確認する意味で、基本計画の中にその旨、これは第3の5のところに、まいわしについては特に特出して記述をさせていただいております。

それから、TACの対象魚種として、まいわしはなじまないのではないかというお話がございましたけれども、そういった御指摘があることもあるのですけれども、産卵親魚を多く残せばわずかながら資源の方にいい状態になるということについては、これはそれなりの管理効果というのは期待できる部分がございますので、引き続きTAC魚種として、これは水揚げ量の管理による資源管理を継続していく必要があるのかなというふうに考えております。

それから、もう一点ございました。さば類、それからまあじのTAC数量が平成15年の漁獲実績とほぼ近い数字で、TAC数量を超えるのはもう必至ではないかという御指摘でございますけれども、留保分で一括対応すべきだという御指摘でございますけれども、この場ではそういった御要望があるということを知った上で、その際に適切に対応していきたいと思っております。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

ほかにはいかかでございますでしょうか、御意見、御要望等……。

今までTACの話が主でしたけれども、基本計画のこと、それから基本計画の文面、これは9月にも披露していただいたようですが、それからもう一つ、今お話をいただいたもので積み残しているのはTAEですね。TAEのこの提案、追加、変更の部分、こういったところでも御意見、御質問はございませんでしょうか、よろしゅうございますか……。

それでは、きょうはいろいろと意見をいただきまして、早い時間には佐々木委員の方からは、これを1回で決めてしまうというのはどうだろうかという意見もありました。確かにこのような大きな問題で、特に資源が減っていて、TACが減っているというときにはなかなか議論も尽きないのですけれども、1回で決めるのか、何回かに分けるのかというようなことについては今後の課題ということにしまして、ほかに御意見がございましたら、諮問第73号ですが、原案どおりということではよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 はい。それでは、そのように決定いたします。

諮問第 74 号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第 75 号

承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について

山下分科会長 それでは、次に諮問第 74 号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、それから諮問第 75 号ですが、「承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について」、2 つは関連がございますので、あわせて説明の方をお願いいたします。

須藤企画課長 企画課長でございます。

資料 6 と資料 7 でございます。毎回、資源管理分科会で御審議をいただいております市町村合併の件でございます。資料 6 の方が指定漁業、資料 7 の方が承認漁業の取締りに関する省令の関係でございます。

ほとんど同じような内容のものでございますが、まず資料 6 と資料 7 を一緒に朗読させていただきます。

16 水漁第 1593 号

平成 16 年 11 月 9 日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 島村 宜伸

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

(諮問第 74 号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 65 条第 5 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ほとんど同文でございますが、資料 7 の方の最初のページ、諮問文もあわせて朗読させていただきます。

16 水漁第 1594 号

平成 16 年 11 月 9 日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 島村 宜伸

承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について

(諮問第 75 号)

別紙のとおり、承認漁業等の取締りに関する省令（平成 6 年農林水産省令第 54 号）の一部を改

正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 65 条第 5 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

こういうものでございます。

毎回御説明していることとほとんど内容は同じでございます。今後予定されております市町村の合併に伴いますそれぞれの省令の中に引用されているところにつきまして変更を行うものでございます。

ただし、これまでは近々に予定されている市町村のその当該市町村につきまして、それぞれ合併の期日、それから、それに伴います省令の条文をお示しして御説明をしてございました。ただし、今回は資源管理分科会の今後の日程も考えまして、あわせて幾つかのものが予定されているものを一緒に御諮問させていただきたいというものであります。つまり、合併の予定日が参考資料のところ、それぞれのところの参考 1 というところ、それぞれの 3 ページ目に載せてございますけれども、合併の予定日がそれぞれ異なるということがまずございます。また、合併の効力が発生する総務省告示がまだ制定されていないというものもこの中には含まれてございます。そのため、現時点で具体的な条文を 1 つ 1 つにつきましてお示しするというのが困難な状況となっておりますので、それぞれの合併期日に合わせて、しかし一方、所要の改正を行う必要がある状況でございます。このため、今回の諮問に当たりましては、これらの参考 1 に掲げてございます関係市町村の市町村合併の告示がなされました場合におきましては、その後につけてございます参考 2 の新旧対照表のとおり、省令を改正することが適当であるというふうに考え、この参考 2 の改正案、これをごらんいただきまして、改正を行っていきたいという内容を御諮問しているものでございます。

改正の予定としているものは、いずれも平成 17 年 3 月の初旬までに合併を予定している市町村に関する部分でございます。次回の資源管理分科会が 1 月末、または 2 月上旬に予定されてございますので、委員の皆様方に今回の資源管理分科会で御審議いただく必要がございます。

なお、それ以降の合併によります改正につきましては、次回の分科会と同様に諮問させていただきます。

改正の方法なのでございますけれども、その参考 2 にございます改正の新旧対照表に沿いまして予定されている期日ごとに 1 つ 1 つを分割して省令をつくらせていただきます。そういうやり方でさせていただければというふうに考えてございます。

諮問第 75 号につきましても、承認漁業等の取締りに関する省令において全く同様のことをしようとしているものでございますので、以上の趣旨を御理解の上、よろしく御審議いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

山下分科会長 ただいまの説明について、何か御質問、御意見等はありませんでしょうか……。

諮問第 74 号と諮問第 75 号、今説明をしていただいたわけですがけれども、ここで「異議なし」ということになれば、我々が今承認しようということは次の 2 点になるということです。平成 17 年の 3 月上旬までの市町村合併が行われた場合には、それぞれの市町村合併期日に合わせて該当部分の改正を行うというのが 1 点。それから、省令改正の具体的な条文の規定といえますのは、参考 2 の新旧対照表に即して規定するというので皆様の御承認を賜りたいということですが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 はい。「異議なし」でございますので、諮問第 74 号並びに 75 号については原案

どおりで決定いたします。

【報告事項】

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について

山下分科会長 以上で審議事項が終わりまして、今度は報告事項ですけれども、報告事項4件について一括して説明の方をお願いいたします。

長谷資源管理推進室長 資源管理推進室長の長谷でございます。

資料8と資料9をごらんください。資料8ですけれども、「第1種特定海洋生物資源の採捕数量」ということで、本年度分でございます。10月31日までに報告されたTACの消化状況ということでございます。資料9の方は「第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量」ということで、TAEの消化状況ということ、9月末までの消化状況を取りまとめております。

単純な消化状況のみの資料でございますので、提出をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

「平成14年指定漁業の許可の一斉更新についての処理方針」

に掲げられた「沿岸・沖合漁業者の協議の促進」について

山下分科会長 もう一つありますね。どうぞ。

重沿岸沖合課長 沿岸沖合課長の重でございます。

資料10でございます。報告事項の でございますが、「平成14年指定漁業の許可の一斉更新についての処理方針」に掲げられた「沿岸・沖合漁業者の協議の促進」について」ということでございます。

先般の17回の資源管理分科会のときにありました宮原委員の御要請に基づきまして、今回御報告させていただきます。

この協議の促進につきましては、その経緯に書いてございますとおり、平成14年の指定漁業の一斉更新の際に処理方針としてそこにありますような資源管理を基本とした沿岸漁業者と沖合漁業者の相互理解を深めるための協議の促進を図るといった観点から処理方針に掲げたところでございます。

その処理方針そのものは下の参考の四角く囲った部分でございますが、そこにこのような形で基本的には資源管理を基本とした沿岸漁業者の方と沖合漁業者の方の相互理解を深めるために必要に応じて国が当事者間の話し合いの設定の斡旋、また話し合いの仲介等を行うこと等によりまして、主体的に両者の協議の促進を図る。また特に、資源管理に資するものにつきましては、科学的情報も踏まえつつ、広域的なものは国、地域的なものは都道府県が中心となって協議の促進を図るとされております。また、さらに、当事者間で公的規制とすることが合意されたもの等必要なものにつきましては、5年ごとの一斉更新時に限らず、順次制度化もしていくといったような形での方針が示されたところでございます。

この方針につきましては、ある意味では基本的に漁業法の海面の総合的利用なり、漁業者間の民主的な取り組みによる漁業秩序の維持といったような考え方を体現しているものでございまして、

これ自身につきましては従来からやはりこういうような基本的な概念に基づきまして水産庁といたしましてもしてきたわけですが、14年の一斉更新に当たりまして、こういう明文化するような形で示させていただいたということでございます。

そういうような形に基づきまして、一斉更新以降、現状、沿岸と沖合漁業者間の協議の促進というのがどういう状況になっているかというのが2以下でございます。2の(1)でございますが、いわゆる資源回復計画の実施・策定を通じた沿岸漁業者と沖合漁業者間の協議の促進というものを図っているところでございます。まず、資源回復計画のうち、でございますが、これはすでに一斉更新以降、現状8計画がこういう形で計画策定されているわけですが、そのうち沿岸と沖合漁業者の双方がそれぞれ対象漁業者として参画しているもの、そのうち4つございますような4計画でございます。これにつきましてはその対象漁業者のところでございますように、いわゆる沖合漁業者の方の沖合底びき網と沿岸漁業者の方の小型底びき網が一緒になっているもの等、そこに書いてあるとおり関係者の方がそれぞれ参画をしている。それと現在、策定中のものがの方でございますが、現在、5計画でございます。そのうち沿岸と沖合漁業者の方、双方の方が対象漁業者となっているものが1計画、日本海のべにずわいという形でございます。

さらに1枚めくっていただきまして(2)でございますが、今、(1)の方で申し上げたのはいわゆる資源回復計画に基づきまして国と県それぞれが分けてやっているような形の資源の資源管理をベースにいたしました業者の協議の促進でございますが、(2)の方につきましては、いわゆる沿岸漁業者と沖合漁業者の方々が現場での漁場利用、資源利用に当たりまして協定等を締結いたしまして、漁場の利用につきましてのそれぞれの協議の促進をしている例でございます。これにつきましては、水産庁として現在概ね掌握している件数として全国で100件、そのうち沿岸漁業者の方と沖合漁業者の方の間で締結されている協定というのが括弧の方の83件という形になっております。うち、大中型まき網、沖合底びき網に関わるものがそれぞれでございます。

そのような内容につきまして、具体的な事例として(3)の漁業者間協議の事例という形で北から南の方に関しまして幾つか事例をそこに掲げさせていただいております。きょうは御時間がございませんので簡単に申し上げますが、北海道の周辺に関する沖合底びき網と沿岸漁業者の方々の協議、これにつきましてはなかなか古い歴史もございまして、そこに書いてございまして、回数で言いますと延べ65回にわたって北海道の道内でそれぞれ地区の資源管理推進委員会や北海道の地区の漁業調整会議等が開催されて、さまざまな場におきまして協議の促進が図られたところございまして、これに基づきまして、道内で24の協定が締結されているという事例でございます。

また事例の2は道南太平洋海域、ここはいわゆる噴火湾、渡島・胆振のエリアでございますが、このところにおきましては昭和50年以降、まぐろのまき網の関係で操業調整が図られてきております。特に、本年におきまして、また久しぶりに噴火湾の外側、白老沖等でまぐろの漁場が形成されたことに伴いまして、漁場競合等の問題が生じました。これにつきましても10月4日に水産庁及び北海道庁両者が立ち会った中で、関係漁業者間で話し合いの場を持って協議の促進を図っているところでございます。

以下、青森沖、三陸沖、日本海なり対馬といったような形で、それぞれ事例をそこに掲げさせていただいておりますので、また時間があるときにごらんいただければと思いますが、私ども水産庁並びに県、行政当局といたしまして、一斉更新のときの処理方針に従いまして関係者間の相互理解に基づきます共存、共栄といったようなものを進める観点から協議の促進を図ってきたところでござ

ざいまして、また今後ともこのような観点で協議の場の設定等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、報告させていただきました。

山下分科会長 ありがとうございます。

資料 11 をお願いいたします。

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

須藤企画課長 企画課長でございます。

続きまして、資料 11 の報告事項でございます。「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」というタイトルのある紙でございます。

例年、この時期に許可期間、許可認可隻数及び指定漁業のそれぞれの漁獲量につきまして数字をお示ししてございます。資料 11 の 1 ページ、1 枚めくっていただきまして許可期間、許可認可隻数の状況につきましてごらんいただきます。それぞれ概ねほとんどの漁業種類におきまして減少という数字でございまして、トータルといたしまして 86 隻の減、その内訳としましては、自主廃業 54 とか減船によります 13 隻の減少といったものでございます。それぞれのトン数の内訳につきましては 2 ページ目以降にございまして、時間の関係でこれは後ほどお読みいただければと思います。

また、それぞれの漁獲量につきましては最後の 5 ページ目のところに入れてございます。昨年の平成 15 年の数字、平成 14 年と比べますとそれぞれの漁業種類ごとの漁獲量、それぞれ少しずつ特色が出てございますけれども、まき網漁業や近海のかつお・まぐろ漁業、また北太平洋のさんま漁業といったプラスのものというものがあある反面、マイナスになっているいか釣り漁業等のものもございまして。それぞれ単純に足し合わせた数字ということになりますけれども、指定漁業による漁獲量の合計プラス 9 万トンという数字になってございます。海面漁業による漁獲量の合計をその下に参考としてつけてございますが、全体としてふえている中でそれぞれの特色が出てきたというものでございます。

一応その結果としての数字でございますので、内容につきまして後でごらんいただければと思います。

以上でございます。

山下分科会長 今、報告を 4 つ伺ったわけですが、この説明について、一括して何か御質問なり御意見なり。

宮原委員、お願いします。

宮原委員 重課長から指定漁業の一斉更新の処理方針の関係で御説明いただきました。まことにありがとうございます。

私どもこの調整問題、漁場操業の問題については常々訴えをさせていただいてきたわけございまして、この資料 10 の中にもあります事例 2 とか事例 4 といったトラブルが発生したことを受けまして、11 月の 5 日に全漁連に関係漁連に集まっていたいただきまして、トラブル等の実態把握をしたわけでございます。そういった実態把握をしてみますと、まだまだトラブルが各地で起こっておりますので、ぜひとも国、都道府県におかれましては許可漁業と沿岸との調整という問題、共存共栄というお言葉がございましたが、そういった立場をより明確にしていきたいと思いますということでお願い申し上げます。

また、こういった問題、トラブルの未然防止というのは一番重要なわけでございますので、そういった観点からもよろしく願い申し上げます。

あわせまして、14年のときの処理方針に盛り込まれた船の位置の通報装置の検討状況、これについても御説明を願いたいと思います。

山下分科会長 お願いします。

須藤企画課長 一番最後におっしゃいました船位報告機器、いわゆる VMS と言われているものについて御説明をいたします。

平成 14 年の 8 月の一斉更新におきまして、その処理方針の中で遠洋かつお・まぐろ漁業等の国際的な資源管理が進展しております漁業種類につきましては、これについては一定の期間を置いた上で衛星通信技術を利用した船位報告機器の搭載を許可の制限、または許可の条件とする。当該機器の活用方法につきましては関係者による検討会の議論を経た上で平成 16 年 8 月 1 日までに検討するというふうにされてございます。また一方、その他の漁業種類につきましては、操業秩序の維持の観点から、国際的な資源の管理のために船位報告機器の搭載が必要な漁業種類以外の漁業種類につきましては、機器の搭載を義務化することの妥当性について次回一斉更新までに結論を出すべく検討を行っていくということでございました。現在、この処理方針を受けまして、水産庁内において検討を続けております。

その状況につきまして、前々回、7月5日に開催されましたこの分科会におきまして、かつお・まぐろ漁業につきましては WCPFC の動き等を報告いたしまして対応していきたいという旨を一度御説明をいたしております。それ以外の漁業種類につきまして、引き続き検討を進めた上で、適宜水政審に報告をするということで基本的には考えてございます。

武田管理課長 よろしいですか。

山下分科会長 はい、管理課長。

武田管理課長 管理課長でございますけれども、ただいまのものに若干補足ですけれども、VMS の搭載に関係しまして、漁業取締りの方の観点からも取締りの効率性を上げるとか、あるいは有効性を上げるということで、VMS の可能性を検証するというところで 17 年度の予算要求を今行っているところでございます。そういった成果も、VMS の導入の基礎的な条件の 1 つとして、そういったところも進めていきたいと考えております。

宮原委員 よろしく申し上げます。

山下分科会長 ほかに何かいかがでしょうか……。

この報告事項に関わらず、何か御意見などございましたら、どうぞ、寿崎委員。

寿崎特別委員 時間も経過しましたので、簡単をお願いをしたいと思います。

実は第 40 回の全国海区の漁業調整委員会の総会におきまして、現在、沿岸漁業者が抱えておる共通的な課題について整理いたしまして、8 項目ほどに整理されたわけですが、これについてはこの解決について関係省庁をお願いいたしまして、前向きな検討をお願いしておるわけですが、その中の 1 つの密漁対策に係る、密漁者に対する罰則の強化、これについては一昨年もお願いしたわけですけれども、なかなか他との理解が得られないということで、国の方から前向きな返答はいただいておりません。しかし、現実はこの無法者の無許可による操業が資源管理なり栽培漁業の推進に大きく弊害になっておるわけです。また、こういう無法者、アウトローと申しますか、一部海区では暴力団もかんでおるというようなお話でございしますが、こういう者の派手な生活にあこがれる予備軍と申しますか、非常に悪い影響を及ぼしておる現実があります。

先般、先月の10月の20日ですか、大手商業新聞が密漁の特集を組んでおります。かなりのページを組んで特集を組んでおるのですが、この見出しが「罰則軽く再犯多発」という見出しの副題がついております。また、まとめの方には、罰金より密漁で得る収入がはるかに高額なため、密漁は後を絶たない。それから、漁業者たちが資源保護や後継者育成に取り組む陰で密漁者の犯行によって大金を手に行っているのは許せる行為ではない。漁業秩序を維持するため、悪質な密漁者に対して船の没収や高額な罰金を科するなど抜本的な対策が必要ではないかというような取りまとめにもなっております。

こういう現状がございますので、どうか出席の委員の皆様もこの辺についての御理解をお願いしたいと同時に、国の方も前向きに罰則強化を検討していただきたい。これは要するに、許可を得た者が出来心で違反するというようなものを対象にしているのではございません。無許可で無法な操業者、こういう者に対する罰則の強化をぜひお願いしたいというふうに思っているのです、よろしく申し上げます。

山下分科会長 今のは御要望ということで、お答えになりますか。

重沿岸沖合課長 今の委員のお話の趣旨、私どもも何回もお聞きしていますし、大変重要なことだとは思っております。この問題につきましては基本的には密漁をいかにしてなくすようにしていくかということが大事なわけで、そこところが単純に罰金だけ上げればよいという問題でもないと思っておりますが、ただ、罰金というのはやはり1つの大きな手段ではあるというふうに我々も理解しております。そういう総合的な中で密漁対策というものをどうやっていくかというようなことにつきましては、いろいろとテクニカルな部分もありますし、それから実態をさらにまたいろいろと我々としても整理していかなければいけない部分等もございますので、この辺の問題につきましてはまた密漁対策を総合的にやる観点の中で勉強させていただきたいというふうに考えております。

山下分科会長 宮原委員。

宮原委員 今の話ですけれども、全漁連も毎年密漁対策の全国会議を開いております。そういった中で、漁業法だけでは生ぬるいのではないか。刑法改正まで持ち込めないのかというふうな意見もありますので、その点もよろしくお願い申し上げます。

山下分科会長 ほかにはいかがでございますか、よろしゅうございますか……。

事務局からは何かありますでしょうか。

弓削水産庁次長 漁政課長が席を外しておりますので、事務局ということで、次回の資源管理分科会につきましては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」などを議題にいたしまして、先ほども少しありましたけれども、1月下旬ごろから2月上旬の委員の皆様方の御都合のよろしいときに開催したいと考えております。開催日時についてはまた個別に日程調整をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

山下分科会長 それでは、以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

会議、2時間が1だとするともう1.3を超えてしまいまして、申しわけございませんでした。長時間にわたり、御討議いただきまして、ありがとうございました。

弓削水産庁次長 どうもありがとうございました。

3. 閉 会

答 申 書

16水審第15号
平成16年11月9日

農林水産大臣 島村 宜伸 殿

水産政策審議会
会 長 小野 征 一 郎

平成16年11月9日(火)に開催された水産政策審議会第18回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第70号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業(日本海の海域)の公示について

諮問第71号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業公示について

諮問第72号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について

諮問第73号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第74号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第75号 承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について